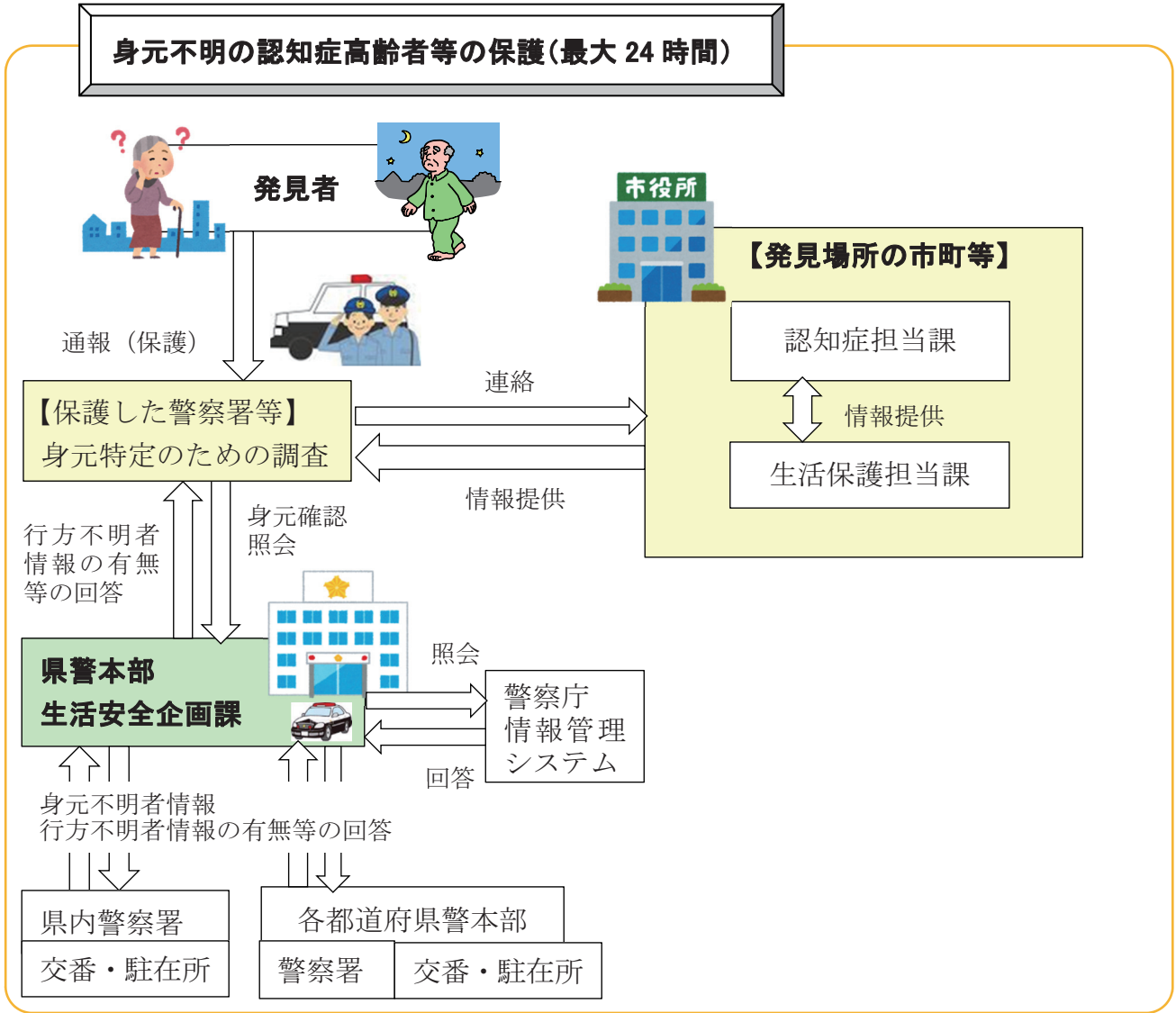
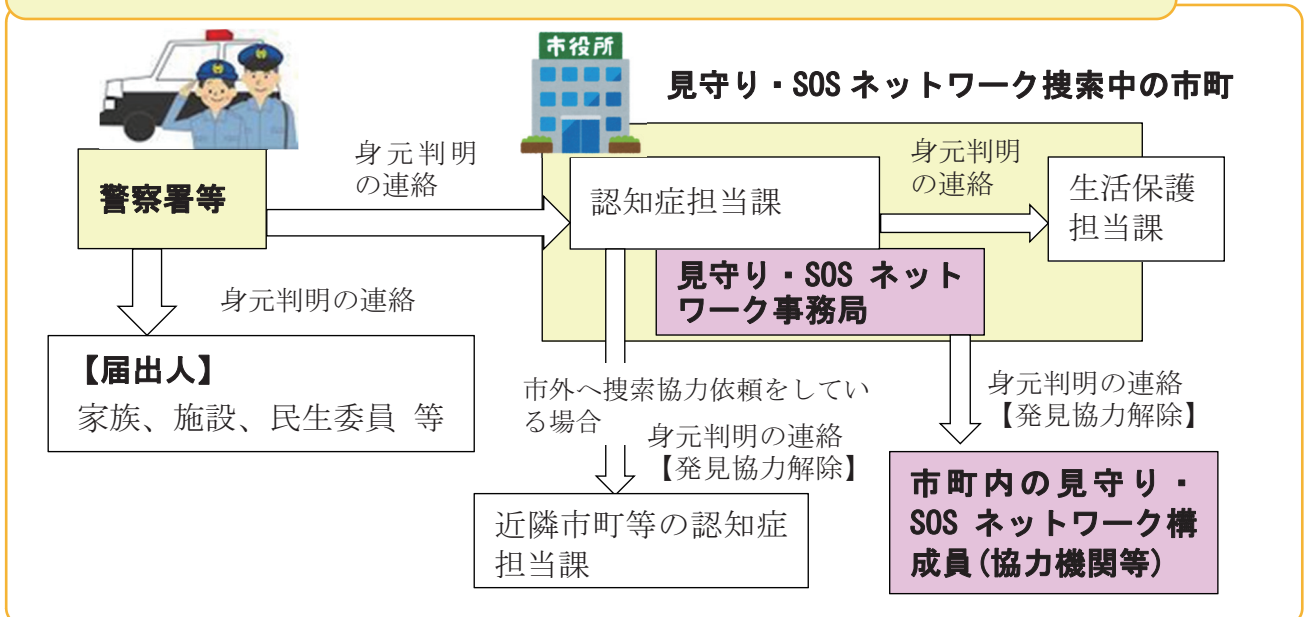


### 5 身元不明の認知症高齢者等を保護したとき（身元不明対応）

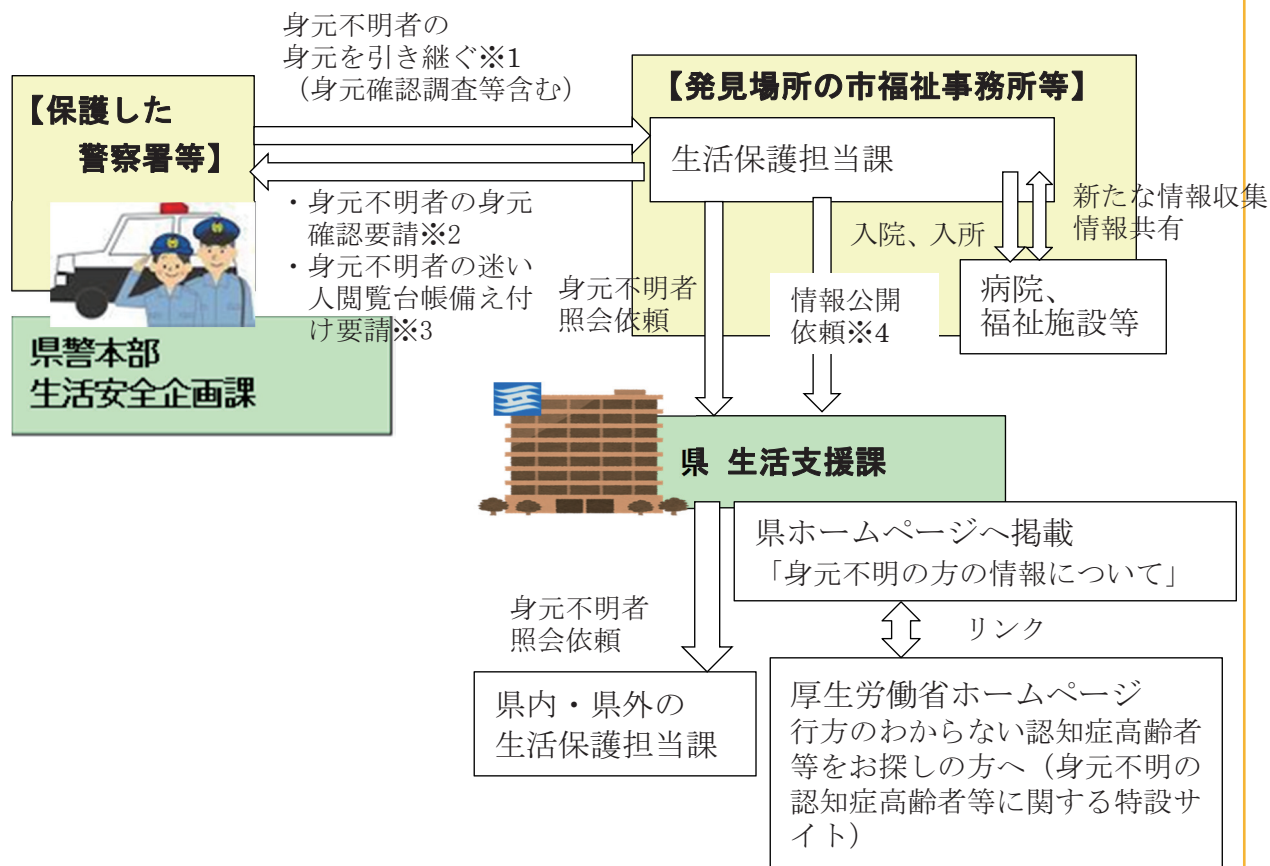
#### （1）身元不明者の保護時の対応の流れ



#### <身元判明：市内の見守り・SOS ネットワークで捜している者であった場合>



## 身元が判明しない場合



※1 身元が判明しない場合、発見地を所管する市福祉事務所又は県健康福祉事務所に身柄を引き継ぐ。

〔認知症高齢者等が身元不明で発見され、氏名・住所等言えず、生活費に充てる所持金を有していないときには生活保護実施が想定される〕

・行旅病人及行旅死亡人取扱法第2条第1項、第3条

・行旅病人の救護等の事務の団体事務化について 第2の1の(3)

※2 生活保護を実施している市福祉事務所又は県健康福祉事務所は、身元が判明しない場合、随時（1週間後や1～3か月後、その後は、概ね3ヶ月毎を目安）警察署へ身元確認要請を行う。

※3 身元が判明しない場合、警察署へ身元不明者の迷い人閲覧台帳備え付け要請を行う。県内だけでなく、県外の警察署に対して要請を行うことも可能であるので、備え付けの範囲を生活保護担当課で検討する。

※4 県生活支援課への身元不明高齢者等の情報公開依頼。（県ホームページ掲載）

## （2）身元不明者の情報提供について

### 【市町内の情報提供】

生活保護を実施している市福祉事務所又は県健康福祉事務所は、身元不明の認知症高齢者等の早期身元判明のため、情報収集に努める。（県生活支援課に県ホームページへの本人情報の公開を依頼するとともに、県警に身元不明者の迷い人閲覧台帳の備え付け依頼をするなど）

一定期間経過しても身元が判明しない場合は、随時（1週間後や1～3ヶ月後、その後概ね3ヶ月を目安）管轄警察署へ身元確認の要請を行う。

**【県内での情報提供】**

県生活支援課は、市福祉事務所又は県健康福祉事務所等から県内各市町への身元不明高齢者等の身元照会依頼を受けた場合は、速やかに県内各市町へ身元に関する情報提供を求めるメールを発信する。

**【県外への情報提供】**

県生活支援課は、市福祉事務所又は県健康福祉事務所等から広く一般の情報を求めるため本人情報の公開を依頼された場合、県ホームページ及び厚生労働省ホームページ「行方の分からない認知症高齢者等をお探しの方へ」へ情報を掲載する。

**【警察の行う情報提供】**

県警においては、身元不明高齢者等を保護している自治体（市福祉事務所又は県健康福祉事務所）の要請に基づき、身元不明者の迷い人閲覧台帳を県警本部及び県内全警察署（県外も可）に備え付けを行う。（県内の情報だけでなく、他府県の情報も掲載、閲覧は、行方不明者の届を提出している届出人等に限定。）

**【情報の更新】**

市福祉事務所又は県健康福祉事務所は、身元に関する新たな情報を確認したときは、県生活支援課及び管轄警察署に連絡する。

<参考：ホームページアドレス>

**■ 兵庫県「身元不明の方の情報について」**

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf03/mimotofumei.html>

**■ 厚生労働省「行方のわからない認知症高齢者等をお探しの方へ（身元不明の認知症高齢者等に関する特設サイト）」**

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000052978.html>

